

## 長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 地域に密着した情報及び市政情報等の受発信を行うプラットフォームを整備することにより、地域のきずなづくりや活性化を図るとともに、市民の市への愛着や誇りを高めることを目的に、コミュニティFM開設及び関連事業に対し、コミュニティFM開設補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、一般社団法人FMおとくに行うコミュニティFMの開設及び関連する事業とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、一般社団法人FMおとくに行うコミュニティFMの開設及び関連する事業に係る経費とする。

2 補助金の交付額の算定に当たって、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、同条の規定による補助対象経費の4分の3以内とし、予算の定める範囲内で交付する。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、コミュニティFM開設補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 法人の定款等
- (4) 法人の損益計算書等
- (5) 演奏所及び送信所の図面
- (6) 今後5年間の事業計画及び収支予算書
- (7) 電波法（昭和25年法律第131号）第8条第1項の予備免許の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該交付申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、コミュニティFM開設補助金交付決定通知書

(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、第2条に規定する補助事業（以下「補助事業」という。）以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、前条第1項の通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第9条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、コミュニティFM開設補助金事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、コミュニティFM開設補助金事業計画変更承認書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第10条 補助事業者は、事業の完了後、次に掲げる書類を添付して、コミュニティFM開設事業終了報告書(別記様式第7号)を10日以内又は当該年度の3月末までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 演奏所及び送信所の図面
- (4) 電波法第14条第1項の免許状の写し
- (5) 補助対象経費の領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、コミュニティFM開設補助金確定通知書(別記様式第8号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、コミュニティFM開設補助金交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めた者に対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、第6条第1項の交付決定通知書の写しを添付して、コミュニティFM開設補助金概算交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第14条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を返還させなければならない。

(延滞金)

第16条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、長岡京市補助金等交付規則第15条の規定を適用するものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長が定める期間を経過した後は、この限りでない。

(1) 補助対象経費として積算された設備及び機器並びにその従物

(2) その他市長の定めるもの

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

コミュニティFM開設補助金交付申請書

コミュニティFM開設補助金の交付を受けたいので、長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 法人の定款等
- (4) 法人の損益計算書等
- (5) 演奏所及び送信所の図面
- (6) 今後5年間の事業計画及び収支予算書
- (7) 電波法（昭和25年法律第131号）第8条第1項の予備免許の写し

別記様式第2号（第5条、第10条関係）

事業実施計画書  
(事業実績報告書)

1 放送局名称	
2 所在地	1. 演奏所： 2. 送信所： 3. その他施設：
3 放送区域等	1. 区域： 2. 区域内世帯： 3. 区域内人口： ※地図等で区域が分かる資料を添付のこと
4 事業の目的	
5 事業の概要	※番組表及び番組企画書等を添付のこと ※番組及びCM等の料金単価表を添付のこと
6 事業実施時期	※スケジュール表を添付のこと

別記様式第3号（第5条、第10条関係）

収 支 予 算 書  
(収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額	説 明
市補助金			
自己資金			
そ の 他			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額	説 明
計			

(注1) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

(注2) 別途コミュニティ FM 開設に要した経費の内訳（算定の対象となるものが分かるように示すこと）を添付のこと。

第 号  
年 月 日

様

長岡京市長 印

コミュニティFM開設補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった上記の補助金について、長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第2条に規定する補助事業以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後10日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあること。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱の規定を遵守すること。

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

コミュニティFM開設補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた上記の補助金について、長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第9条の規定により、事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び決定年月日

申請 年 月 日

決定 年 月 日

3 変更理由

区 分		変 更 前		変 更 後	
		事業項目	金 額	事業項目	金 額
事 業 内 容					
計					
財 源 内 訳	市 補 助 金				
	自 己 資 金				
	そ の 他				
その他の参考事項					

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

長岡京市長

印

コミュニティFM開設補助金事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあったコミュニティFM開設補助金事業計画  
変更承認申請書は、下記の条件を付して承認します。

記

1 補助事業名

2 承認条件

3 補助見込額 金 円

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

コミュニティFM開設補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた上記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 演奏所及び送信所の図面
- (4) 電波法第14条第1項の免許状の写し
- (5) 補助対象経費の領収書の写し

別記様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

長岡京市長 印

コミュニティFM開設補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした上記の補助金について、  
長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第11条の規定により、下記のと  
おり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名

住所

代表者名

印

コミュニティFM開設補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった上記の補助金について、長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

---

交付決定額（a） 金 円

概算交付済額（b） 金 円

未交付額（a - b） 金 円

別記様式第10号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

団体名

住所

代表者名

印

コミュニティFM開設補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった上記の補助金について、長岡京市コミュニティFM開設補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し